

答申第 3 2 号

答 申

1 審査会の結論

平成 2 6 年 1 月 2 7 日付けで異議申立人が津市(以下「実施機関」という。)
に対して行った自己情報開示請求(以下「本件開示請求」という。)につき、
実施機関が平成 2 6 年 2 月 1 0 日付けで行った自己情報不開示決定は、妥当
である。

2 異議申立てに至る経緯及び趣旨

- (1) 異議申立人は、津市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第 1 4
条の規定により、実施機関に対し、平成 2 6 年 1 月 2 7 日付けで「住民票
の交付申請書(本人以外からの分)(平成 2 3 年 8 月 6 日から平成 2 6 年
1 月 2 7 日まで)」について、本件開示請求を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に係る自己情報の記録として、「住民票等の
写しの交付請求書」(以下「本件自己情報」という。)を特定した。
- (3) 実施機関は、平成 2 6 年 2 月 1 0 日付けで自己情報の記録を開示しない
理由を次のとおり記載し、自己情報不開示決定(以下「本件処分」という。)
を行った。

ア 自己情報の記録の開示をしない理由

条例第 1 6 条第 6 号に該当するため

- (4) 異議申立人は、平成 2 6 年 2 月 1 8 日付けで、行政不服審査法(昭和 3
7 年法律第 1 6 0 号)の規定により、本件処分を取消し、部分開示を求め
る異議申立てを行った。

3 異議申立ての理由

異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

ア 住民票の交付請求者の交付日時の開示は個人情報に該当しない

イ 交付請求者の住所について、市町村までの開示は個人を特定できない為
個人情報に該当しない

ウ 自己情報の記録の開示については、犯罪防止が目的であり他意はない

4 実施機関の不開示理由説明

本件自己情報については、条例第 1 6 条第 6 号に該当すると判断したため
不開示とした。

5 審査会の判断

本件異議申立てにおいて、異議申立人及び実施機関は、本件自己情報のうち不開示とした部分について争っている。

異議申立人は、住民票の交付請求者の交付日時及び交付請求者の住所の市町村までの開示については、個人を特定できないため個人情報には該当しない、また、自己情報の記録の開示については、犯罪防止が目的であり他意はないと主張している。

このことから、以下、本件処分の条例第16条第6号の該当性について検討する。

条例第16条において、自己情報は原則開示すべきであるという原則公開の基本的枠組みが定められているが、その各号においては、開示することにより私的な権利利益を害したり、公共の利益を損なうおそれが生ずるなど、不開示とすべき合理的な理由があるものを不開示情報として定めている。

(1) 条例第16条第6号の該当性について

条例第16条第6号は、市、国、または、市以外の地方公共団体が行う事務、または、事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある個人情報を不開示とすることを定めたものである。

実施機関は、異議申立人の主張に対し、住民票の交付日時の開示及び交付請求者の住所の市町村までの開示は、条例第16条第6号に該当することから不開示、また、本号に該当することは、本件自己情報は第三者が犯罪を目的に請求されたものではないことを示していると説明する。

これを受け、当審査会としては、実施機関が不開示とした本件自己情報を見分した。確かに、異議申立人が主張するように、住民票の交付日時や交付請求者の住所の市町村名までの開示は、個人の特定あるいは、個人の権利利益を害する可能性は低いと考えることもできる。しかしながら、本件自己情報を開示することは、市、国又は市以外の地方公共団体が行う事務等の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、結果、実施機関が説明するように、住民票の交付日時、交付請求者の市町村名も含めて本号の該当性は否定することはできない。また、本件自己情報が第三者による犯罪目的で取得されようとしていなかったことは、本号からも確認できるものである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成26年 3月 3日	諮問書の受付
平成26年 3月26日	諮問案件の審議並びに実施機関からの口頭 意見陳述
平成26年 5月 8日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	内 田 典 夫
委 員	白 石 友 行
委 員	山 川 久仁子